

松島町ワーケーション導入支援補助金について

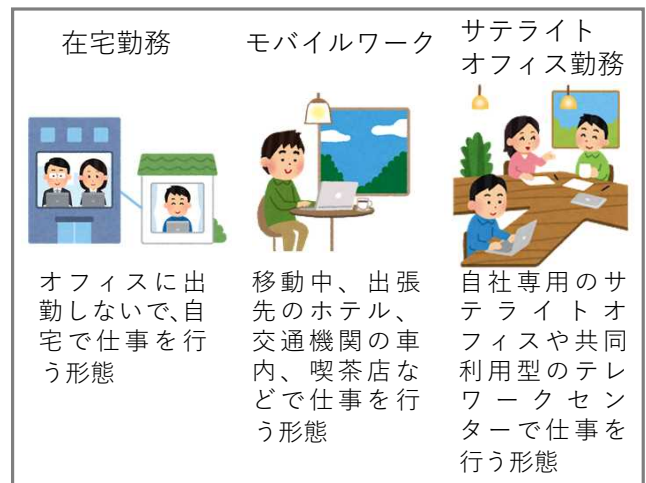
現在働き方改革と併せ新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、国では「新しい生活様式」の取り組みとなるテレワークが推奨されており、その中で、「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」からの造語となる「ワーケーション」の環境整備が、全国各地において進められているところであります。

松島町は、観光地である本町の地域特性を活かし、新しい生活様式となる「ワーケーション」の取り組みを計画される町内の宿泊事業者に対する支援とし、「松島町ワーケーション導入支援補助金」の申請受付を令和3年6月1日より開始します。

「テレワーク」、「ワーケーション」について

【テレワークとは】

- ① ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。
- ② 主に『在宅勤務』、『モバイルワーク』、『サテライトオフィス』の3つに分けられています。



【ワーケーションとは】

『ワーケーション』とは、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地や自然の中で余暇を楽しみながら、テレワークをすることです。

在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別され、働き方改革と併せ新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策に伴う『新しい生活様式』の一つとして位置づけられています。



援補助金の交付について

○令和3年度 松島町ワーケーション導入支援補助金について

【対象事業者】 松島町内で旅館業の認可を受け経営している事業者を対象

【実施時期】 令和3年6月上旬より実施予定で令和3年12月下旬までに施設整備を完了し、令和4年1月中旬までに実績報告書の提出とする

【補助限度額】 1事業者上限50万円（補助率10割）の予定

（予算の範囲内での交付により、8事業者程度を想定）

※ 下記の補助対象経費あたり1事業者1回とし、分割による複数回の申請は不可

【対象事業】 ワーケーション導入に係る環境整備事業

※ 令和3年4月以降の実施分（令和2年度分は対象外）

【補助対象経費】

要件①： 施設内における既存インターネット接続環境とは別に、新たに「ワーケーション」を目的としたWi-Fi等環境となる設備の導入すること。

ワーケーションで重要となるのは、安全なWi-Fi環境の提供と考えております。宿泊施設は一般利用客のほかにも不特定多数の出入りがあり、施設内の同一Wi-Fi環境の場合、PC内部の社内機密事項が外部へ流出する危険性も想定されます。

松島町では、利用者が安心して仕事ができる環境の確保と併せ、同支援を利用する宿泊施設の信用を保護する目的としていることから、要件としております。

要件②： 「ワーケーション」導入の取り組みについて、ホームページ等を用い、対象利用者へ向け情報発信をしていること（印刷物等の広告も可）

要件以外の対象経費

設備投資に係る経費： ワーキングスペース構築に係る改装費用
（机、椅子、パーティション、Web会議用モニター、マイクスピーカー）

宣伝営業費に係る経費： 周知ポスター・チラシや看板等の費用及び広告宣伝費用

【対象外経費】

- ・ ワーキングスペースに関連性のない改装に係る経費
- ・ 一般の業務に関わる事務用品や賃貸を目的とし、ワーケーション導入に直接関連がない備品（タブレット・パソコンなど）の購入に要する経費
- ・ 施設や備品等に係る使用料、通信料、リース料、保険料及び光熱水費などの維持管理に要する経費
- ・ 国や県などのワーケーション導入補助制度を活用をした場合は、補助の重複となるので対象外